

			推計式	備考
裁定時年金額 公務等障害共済 年金 (基礎年金該当)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×厚年基準乗率×加入期間×平均給付率 可処分所得考慮平均報酬累計×12×(0.4×平均給付率-0.2)×1/1.3+可処分所得考慮平均報酬累計×職 域基準乗率×(加入期間-300)×平均給付率	備考 加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。 厚年部分+職域部分が障害共済年金1・2級の最低保障に満たない 場合は職域部分を最低保障と厚年部分の差に設定。 災害補償との調整を考慮。計算の値が負値の場合は0とする。 加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。 公務等障害共済年金の基礎年金非該当とは、3級の場合を指す。 厚年の最低保障額を下回る場合は、厚年の最低保障額とする。 加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。
裁定時年金額 公務等障害共済 年金 (基礎年金非該当)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×厚年基準乗率×加入期間 可処分所得考慮平均報酬累計×12×0.2×1/1.3+可処分所得考慮平均報酬累計×職域基準乗率×(加入 期間-300)	厚年部分+職域部分が障害共済年金3級の最低保障に満たない場 合は職域部分を最低保障と厚年部分の差に設定。 災害補償との調整を考慮。計算の値が負値の場合は0とする。 加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。 加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。
裁定時年金額 公務等障害共済 年金(合計)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		基礎年金該当分厚年部分の年金額×障害1・2級の割合+基礎年金非該当分の厚年部分の年金額×(1-障 害1・2級の割合) 基礎年金該当分職域部分の年金額×障害1・2級の割合+基礎年金非該当分の職域部分の年金額×(1-障 害1・2級の割合)	加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。
裁定時年金額 公務外障害共済 年金 (基礎年金該当)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×厚年基準乗率×加入期間×平均給付率 可処分所得考慮平均報酬累計×職域基準乗率×加入期間×平均給付率	加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。 加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。
裁定時年金額 公務等障害共済 年金 (基礎年金非該当)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×厚年基準乗率×加入期間 可処分所得考慮平均報酬累計×職域基準乗率×加入期間	公務外障害共済年金の基礎年金非該当とは、3級の場合を指す。 厚年の最低保障額を下回る場合は、厚年の最低保障額とする。 加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。 加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。
裁定時年金額 公務外障害共済 年金(合計)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		基礎年金該当分厚年部分の年金額×障害1・2級の割合+基礎年金非該当分の厚年部分の年金額×(1-障 害1・2級の割合) 基礎年金該当分職域部分の年金額×障害1・2級の割合+基礎年金非該当分の職域部分の年金額×(1-障 害1・2級の割合)	
裁定時年金額 公務等遺族共済 年金(基礎年金該 当)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×厚年給付乗率×加入期間×0.75 可処分所得考慮平均報酬累計×職域・公務等給付乗率×加入期間×0.75	加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなし、厚 年給付乗率を厚年基準乗率とする。 ※給付乗率:60年改正法附則別表第3の経過措置を考慮した乗率 厚年部分+職域部分が遺族共済年金の最低保障に満たない場合 は職域部分を最低保障と厚年部分の差に設定。 災害補償との調整を考慮。計算の値が負値の場合は0とする。
裁定時年金額 公務等遺族共済 年金 (基礎年金非該当)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×厚年給付乗率×加入期間×0.75 可処分所得考慮平均報酬累計×職域・公務等給付乗率×加入期間×0.75	加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなし、厚 年給付乗率を厚年基準乗率とする。 厚年部分+職域部分が遺族共済年金の最低保障に満たない場合 は職域部分を最低保障と厚年部分の差に設定。 災害補償との調整を考慮。計算の値が負値の場合は0とする。
裁定時年金額 公務等障害共済 年金(合計)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		基礎年金該当分厚年部分の年金額×子あり妻、子の割合+基礎年金非該当分の厚年部分の年金額×(1- 子あり妻、子の割合) 基礎年金該当分職域部分の年金額×子あり妻、子の割合+基礎年金非該当分の職域部分の年金額×(1- 子あり妻、子の割合)	

			推計式	備考
	裁定時年金額 公務外遺族共済 年金(基礎年金該 当)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額	可処分所得考慮平均報酬累計×厚年給付乗率×加入期間×0.75 可処分所得考慮平均報酬累計×職域・公務等給付乗率×加入期間×0.75	在職死亡者かつ加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を 300月とみなし、厚年給付乗率を厚年基準乗率とする。 在職死亡者かつ加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を 300月とみなし、職域・公務等給付乗率を職域・公務等基準乗率とす る。
	裁定時年金額 公務外遺族共済 年金 (基礎年金非該当)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額	可処分所得考慮平均報酬累計×厚年給付乗率×加入期間×0.75 可処分所得考慮平均報酬累計×職域・公務等給付乗率×加入期間×0.75	在職死亡者かつ加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を 300月とみなし、厚年給付乗率を厚年基準乗率とする。 在職死亡者かつ加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を 300月とみなし、職域・公務等給付乗率を職域・公務等基準乗率とす る。
	裁定時年金額 公務外障害共済 年金(合計)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額	基礎年金該当分厚年部分の年金額×子あり妻、子の割合+基礎年金非該当分の厚年部分の年金額×(1- 子あり妻、子の割合) 基礎年金該当分職域部分の年金額×子あり妻、子の割合+基礎年金非該当分の職域部分の年金額×(1- 子あり妻、子の割合)	
	年度未受給権者 年度末年金額 年金給付費		前年度未受給権者数×(1-(死亡率+1歳下の死亡率)/2) 前年度末年金額-消滅者の年金額+改定年金額	
		支給開始 年齢未満 支給開始 年齢 支給開始 年齢超	0 年度末年金額/2 (前年度末年金額+年度末年金額)/2+改定年金額×4/12	
私学 共済	退職共済年金 受給者数の推計	新規発生者数 新規発生待期者 数 死亡待期者数 待期者数 新規裁定者数 失権者数 受給者数	退職を事由とする脱退者数 退職を事由とする脱退者数 (前年度待期者数+新規発生待期者数)×退職共済年金消滅率 前年度待期者数+新規発生待期者数-死亡待期者数 前年度に(支給開始年齢-1)歳である待期者数+新規発生者数 (前年度受給者数+新規裁定者数)×退職共済年金消滅率 前年度受給者数+新規裁定者数-失権者数	支給開始年齢以上の場合。支給開始年齢未満の場合は0。繰上げ 支給は見込んでいない。 支給開始年齢未満の場合。支給開始年齢以上の場合は0。繰上げ 支給は見込んでいない。
	発生年金額	新規発生年金額 定額部分 新規発生年金額 老齢基礎年金額 新規発生年金額 厚年・職域相当 年金額 新規発生年金額 配偶者加給年金 額 新規発生待期者 年金額 定額部分 新規発生待期者 年金額 老齢基礎年金額 新規発生待期者 年金額厚年・職 域相当年金額 新規発生待期者 年金額配偶者加 給年金額	定額単価×生年別乗率×脱退者数×累積年金改定率×12×加入期間(40年上限) 老齢基礎年金満額/加入可能年数×脱退者数×累積年金改定率×12×加入期間(40年上限) 厚年・職域相当給付乗率×新規裁定者分全期間平均給与月額×年金改定率×12×加入期間 1人当たり配偶者加給年金額(特別加算含む)×脱退者数×累積年金改定率×配偶者加給対象率 定額単価×生年別乗率×脱退者数×累積年金改定率×12×加入期間(40年上限) 老齢基礎年金満額/加入可能年数×脱退者数×累積年金改定率×12×加入期間(40年上限) 厚年・職域相当給付乗率×新規裁定者分全期間平均給与月額×年金改定率×12×加入期間 1人当たり配偶者加給年金額(特別加算含む)×脱退者数×累積年金改定率×配偶者加給対象率	支給開始年齢以上の場合。支給開始年齢未満の場合は0。 支給開始年齢以上の場合。支給開始年齢未満の場合は0。 支給開始年齢以上の場合。支給開始年齢未満の場合は0。 支給開始年齢以上の場合。支給開始年齢未満の場合は0。 加入期間が20年以上の場合。 支給開始年齢未満の場合。支給開始年齢以上の場合は0。 支給開始年齢未満の場合。支給開始年齢以上の場合は0。 支給開始年齢未満の場合。支給開始年齢以上の場合は0。 加入期間が20年以上の場合。

			推計式	備考
年金額の推計	死亡待期者分年金額		$(前年度待期者分年金額 \times 年金改定率 + 新規発生待期者分年金額) \times 退職共済年金消滅率$	
	待期者分年金額 新規裁定者年金額 失権年金額 年金額		前年度待期者分年金額 \times 年金改定率 + 新規発生待期者分年金額 - 死亡待期者分年金額 前年度に(支給開始年齢-1)歳の待期者分年金額 \times 年金改定率 + 新規発生年金額 (前年度年金額 \times 年金改定率 + 新規裁定者分年金額) \times 退職共済年金消滅率 前年度年金額 \times 年金改定率 + 新規裁定年金額 - 失権年金額	配偶者加給年金については、妻の年齢が65歳となった時点で失権させている。
障害共済年金受給者数の推計	経過的加算額 障害年金発生日数	65歳以上	定額部分年金額 - 私学共済期間にかかる老齢基礎年金額 障害共済年金発生による脱退者数	
	失権者数 受給者数		(前年度受給者数 + 新規発生者数) \times 障害共済年金消滅率 前年度受給者数 + 新規発生者数 - 失権者数	
発生年金額	厚年相当・職域相当部分 配偶者加給年金額		$(0.007125 + 0.001425) \times 障害共済年金発生日数 \times 全期間平均給与月額 \times 年金改定率 \times 12 \times 加入期間 \times (1級割合 \times 1.25 - (1-1級割合))$ 一人当たり配偶者加給年金額 \times 障害共済年金発生日数 \times 累積年金改定率 \times 配偶者加給の対象者率	加入期間が25年未満の場合、加入期間を25年として計算。 夫に加算される妻分のみ計算
	年金額の推計	失権年金額 年金額	(前年度年金額 \times 年金改定率 + 新規裁定者分年金額) \times 障害共済年金消滅率 前年度年金額 \times 年金改定率 + 新規裁定年金額 - 失権年金額	配偶者加給年金については、妻の年齢が65歳となった時点で失権させている。
遺族共済年金受給者数の推計	新規発生者数		(死亡脱退加入者数 + 各年金種別死亡年金者数合計) \times 有遺族率	妻死亡、夫受給の場合 受給者が60歳以上の場合
	待期者数		(死亡脱退加入者数 + 各年金種別死亡年金者数合計) \times 有遺族率	妻死亡、夫受給の場合 受給者が60歳未満の場合
発生年金額 在職死亡	新規裁定者数 失権者数 受給者数 新規発生者数 失権者数 受給者数		前年度に59歳である待期者数 + 新規発生者数 (前年度受給者数 + 新規裁定者数) \times 遺族共済年金消滅率 前年度受給者数 + 新規裁定者数 - 失権者数 (死亡脱退加入者数 + 各年金種別死亡年金者数合計) \times 有遺族率 (前年度受給者数 + 新規発生者数) \times 遺族共済年金消滅率 前年度受給者数 + 新規発生者数 - 失権者数	妻死亡、夫受給の場合 妻死亡、夫受給の場合 妻死亡、夫受給の場合 妻死亡、夫受給の場合 妻死亡、夫受給以外の場合
	厚年、職域部分 年金額	25年未満 実年数	$(0.007125 + 0.001425) \times 新規発生者分全期間平均給与月額 \times 年金改定率 \times 25年未満し選択率 \times 12 \times 加入期間 \times 0.75$ 厚年・職域相当給付乗率 \times 新規発生者分全期間平均給与月額 \times 年金改定率 $\times (1 - 25年未満し選択率) \times 12 \times 加入期間 \times 0.75$	25年未満しにより計算する場合 加入期間が25年未満の場合、加入期間を25年として計算。 実年数により計算する場合
発生年金額 年金者死亡	中高齢寡婦加算 厚年、職域部分 年金額	退職の場合 障害の場合	厚年・職域相当給付乗率 \times 死亡年金者数 \times 全期間平均給与月額 $\times 12 \times 加入期間 \times 0.75$ $(0.007125 + 0.001425) \times 死亡年金者数 \times 全期間平均給与月額 \times 12 \times 加入期間 \times 0.75$	加入期間が25年未満の場合、加入期間を25年として計算。
	中高齢寡婦加算	退職の場合	一人当たり中高齢寡婦加算額 \times 死亡年金者数 \times 累積年金改定率	
発生年金額 妻死亡、夫受給	新規発生年金額	60歳以上	厚年・職域部分発生年金額 \times 有遺族率を、在職死亡、年金者死亡別に計算し足し上げ	60歳未満の場合0
	新規発生待期者分年金額	60歳未満	厚年・職域部分発生年金額 \times 有遺族率を、在職死亡、年金者死亡別に計算し足し上げ	60歳以上の場合0
発生年金額 夫死亡、妻受給 発生年金額 中高齢寡婦加算	新規発生年金額	40歳以上	厚年・職域部分発生年金額 \times 有遺族率を、在職死亡、年金者死亡別に計算し足し上げ	40歳未満の場合0
	新規発生待期者分年金額	40歳未満	厚年・職域部分発生年金額 \times 有遺族率を、在職死亡、年金者死亡別に計算し足し上げ	40歳以上の場合0

			推計式	備考
	年金額の推計 妻死亡、夫受給	死亡待期者分年金額 待期者分年金額 新規裁定者年金額 失権年金額	$(前年度待期者分年金額 \times 年金改定率 + 新規発生待期者分年金額) \times 遺族共済年金消滅率$ $前年度待期者分年金額 \times 年金改定率 + 新規発生待期者分年金額 - 死亡待期者分年金額$ $前年度に59歳の待期者分年金額 \times 年金改定率 + 新規発生年金額$ $(前年度年金額 \times 年金改定率 + 新規裁定者分年金額) \times 遺族共済年金消滅率$ $前年度年金額 \times 年金改定率 + 新規裁定年金額 - 失権年金額$	
	年金額の推計 夫死亡、妻受給	失権年金額	$(前年度年金額 \times 年金改定率 + 新規裁定者分年金額) \times 遺族共済年金消滅率$	
	年金額の推計 中高齢寡婦加算	年金額 死亡待期者分年金額 待期者分年金額 新規裁定者年金額 失権年金額	$前年度年金額 \times 年金改定率 + 新規裁定年金額 - 失権年金額$ $(前年度待期者分年金額 \times 年金改定率 + 新規発生待期者分年金額) \times 遺族共済年金消滅率$ $前年度待期者分年金額 \times 年金改定率 + 新規発生待期者分年金額 - 死亡待期者分年金額$ $前年度に39歳の待期者分年金額 \times 年金改定率 + 新規発生年金額$ $(前年度年金額 \times 年金改定率 + 新規裁定者分年金額) \times 遺族共済年金消滅率$	
	給付額の推計	年金額 当年度に支給される給付額	$前年度年金額 \times 年金改定率 + 新規裁定年金額 - 失権年金額$ $(2 \times 前年度給付額 + 10 \times 給付額) / 12$	妻の年齢が65歳となった時点で失権させている。 給付額は、年金額から停止額を控除したもの。 前年度の2か月分(2、3月)分の年金額が当年度(の4月)に支給されることを考慮
国民年金	老齢基礎年金の新規裁定	基礎年金拠出金で賄われる新規裁定老齢基礎年金総額 特別国庫負担で賄われる新規裁定老齢基礎年金総額	$基礎年金単価 \times 繰上げ減額率 \times 平均被保険者期間 / 加入可能期間 \times 待期者数 \times 待期者が裁定請求をする割合 + 基礎年金単価 \times 繰上げ減額率 \times 平均保険料免除期間 \times (1 - 免除割合) / 加入可能期間 \times 待期者数 \times 待期者が裁定請求をする割合$ $基礎年金単価 \times 繰上げ減額率 \times 平均保険料免除期間のうち特別国庫負担で賄われる給付の算定に反映される年数 / 加入可能期間 \times 待期者数 \times 待期者が裁定請求をする割合$	保険料免除分については、免除割合別に算出して合算 平均保険料免除期間のうち特別国庫負担で賄われる給付の算定に反映される年数とは、保険料免除期間について、国庫負担割合×免除割合を累計したもの。
	20歳前障害基礎年金の新規裁定	20歳前障害基礎年金の新規裁定受給権者数 20歳前障害基礎年金の新規裁定基本年金総額	$総人口 \times 20歳前障害年金発生割合 \times 障害等級割合$ $20歳前障害基礎年金の新規裁定受給権者数 \times 基礎年金単価 \times 障害等級における年金給付割り増し割合$	
	一般障害基礎年金の新規裁定	20歳前障害基礎年金の新規裁定加算額総額 一般障害基礎年金の新規裁定受給権者数 一般障害基礎年金の新規裁定基本年金総額 一般障害基礎年金の新規裁定加算額総額	$20歳前障害基礎年金の新規裁定受給権者数 \times (第1、2子加算額 \times 第1、2子加算割合 + 第3子以降加算額 \times 第3子以降加算割合)$ $(前年度被保険者数 + 残存被保険者数) / 2 \times 障害年金発生日 \times 等級割合$ 一般障害基礎年金の新規裁定受給権者数×基礎年金単価×障害等級における年金給付割り増し割合 一般障害基礎年金の新規裁定受給権者数×(第1、2子加算額×第1、2子加算割合+第3子以降加算額×第3子以降加算割合)	

			推計式	備考
妻が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定	妻が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定受給権者数 妻が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定基本年金総額 妻が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定加算額総額		死亡脱退者数×遺族年金(妻)発生割合 妻が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定受給権者数×基礎年金単価 妻が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定受給権者数×(第1、2子加算額×第1、2子加算割合+第3子以降加算額×第3子以降加算割合)	備考 年齢が整数値でない場合は、両隣の整数値に按分。
子が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定	子が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定受給権者数 子が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定基本年金総額 子が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定加算額総額		死亡脱退者数×遺族年金(子)発生割合 子が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定受給権者数×基礎年金単価 子が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定受給権者数×(第1、2子加算額×第1、2子加算割合+第3子以降加算額×第3子以降加算割合)	年齢が整数値でない場合は、両隣の整数値に按分。
国民年金の独自給付	寡婦年金 死亡一時金 付加年金		遺族基礎年金における受給権者推計と同様に寡婦年金の受給権者の推計を行い、年金額は死亡した被保険者の納付状況に基づいて老齢基礎年金の年金額と同様に計算された額の4分の3として推計している。 死亡脱退者に対し、死亡一時金発生割合を乗じることにより、受給権者の推計を行い、一時金額は死亡者の納付状況に基づいて推計している。 納付状況として、保険料全額納付者割合等のかわりに付加年金の納付割合を用い、老齢基礎年金の推計と同様にして推計を行っている。	
年金総額の推計 老齢基礎年金	基礎年金拠出金で賄われる老齢基礎年金総額 旧法老齢年金		前年度基礎年金拠出金で賄われる老齢基礎年金総額×(1-老齢年金失権率)×年金改定率+基礎年金拠出金で賄われる新規裁定老齢基礎年金総額	寡婦年金、付加年金も同様
年金総額の推計 障害基礎年金	一般障害基礎年金基本年金総額 一般障害基礎年金加算額総額		旧法老齢年金総額×(1-老齢年金失権率)×年金改定率 前年度一般障害基礎年金基本年金総額×(1-一般障害年金失権率)×年金改定率+新規裁定一般障害基礎年金基本年金総額 一般障害基礎年金基本年金総額/基礎年金単価/障害等級における年金給付割り増し割合×(第2子加算額×第2子加算割合+第3子以降加算額×第3子以降加算割合)	新規裁定がないため、旧法通算老齢年金、旧法五年年金も同様 20歳前障害基礎年金も同様
年金総額の推計 遺族基礎年金	妻が受給権者となる遺族基礎年金基本年金総額 妻が受給権者となる遺族基礎年金加算額総額		前年度妻が受給権者となる遺族基礎年金基本年金総額×(1-遺族年金失権率)×年金改定率+新規裁定妻が受給権者となる遺族基礎年金基本年金総額	子が受給権者となる遺族基礎年金も同様
年度間値	年度間被保険者数 年度間保険料 年度間年金額		(前年度末被保険者数+被保険者数)/2 (7×前年度被保険者数×前年度1人当たり報酬額+5×被保険者数×1人当たり報酬額)/12 (2×前年度年金額+6×前年度年金額×年金改定率+4×年金額)/12 (前年度被保険者数+被保険者数)/2×(保険料全額納付者割合+保険料免除者割合×(1-免除割合))	子が受給権者となる遺族基礎年金も同様 年度間受給権者数も同様 保険料徴収時期を考慮 支払い時期を考慮 保険料免除者については、保険料免除区分別に計算して合算
国民年金の基礎年金拠出金算定対象者数の推計				